

令和元年度 横浜市総合教育会議 次第

日時 令和元年12月20日（金）10時30分～11時30分

場所 関内新井ホール

1 開 会

2 市 長 挨 拶

3 協 議

個や多様性を尊重した教育の推進

～誰もが互いに尊重し、支え合う共生社会の実現を目指して～

（観点）①オリンピック・パラリンピック教育の推進

②外国籍や外国につながる児童生徒への教育支援

③不登校等に関する対策・支援

4 報 告

いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況

5 閉 会

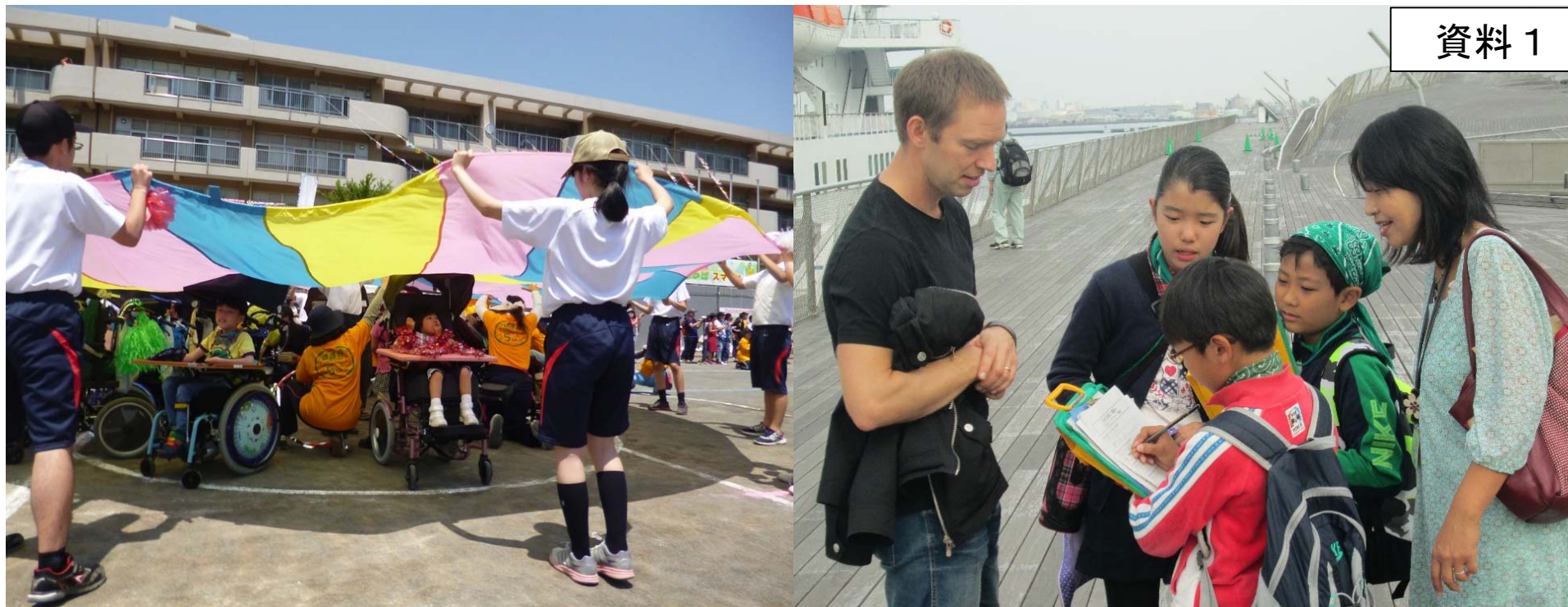
【配付資料】

資料1 説明資料（協議事項に関する関係区局の取組）

資料2 いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況

参考1 横浜市教育大綱

参考2 横浜市総合教育会議運営要綱



個や多様性を尊重した教育の推進 ～誰もが互いに尊重し、支え合う共生社会の実現を目指して～

令和元年12月20日
令和元年度 横浜市総合教育会議 資料

○協議テーマ

個や多様性を尊重した教育の推進

～誰もが互いに尊重し、支え合う共生社会の実現を目指して～

○観点

- ①オリンピック・パラリンピック教育の推進
- ②外国籍や外国につながる児童生徒への教育支援
- ③不登校等に関する対策・支援

観点①

オリンピック・パラリンピック教育の推進

ラグビーワールドカップ2019™ 東京2020 オリンピック・パラリンピックに向けた 横浜ビジョン

< 取組の4つの柱 >

(1) 両大会の成功に向けて
オール横浜でおもてなし

(2) スポーツを通じて
横浜を元気に

(3) 文化芸術の創造性を
生かしたまちづくり

(4) 横浜を世界に魅せる

取組から生まれる
レガシー

- ラグビー競技の普及を図りながら、スポーツへの意欲向上と地域スポーツの振興に取り組みます
- 障害のある人もない人も同じようにスポーツ活動を楽しむことができるよう、広く社会全体に向けて、障害者スポーツの推進に取り組みます
- 子どもたちの運動に親しむ資質や能力を育て、体力の向上と、スポーツに関わる人材の育成に取り組みます
- 本格的な超高齢社会の到来に伴い、生活習慣の改善や介護予防を進めるため、スポーツなどを通じた健康づくりに取り組みます

- スポーツ実施状況の向上
- パラリンピック競技や障害者スポーツの普及・促進
- 子どもたちの体力向上
- 市民の健康増進

オリンピック・パラリンピック教育の目標

オリパラ教育は、世界中の人々がもつ人種や文化、宗教、価値観などの多様性を尊重し、世界平和に向けて活躍できる人間を育てることを目標としています。

オリンピック・
パラリンピックに関連する項目

オリンピック・
パラリンピックの精神

スポーツ

文化

環境

学習指導要領
学びの視点

する

みる

支える

知る(学ぶ)



横浜における
オリパラ教育の“学びのテーマ”

ボランティアマインド

障害者理解

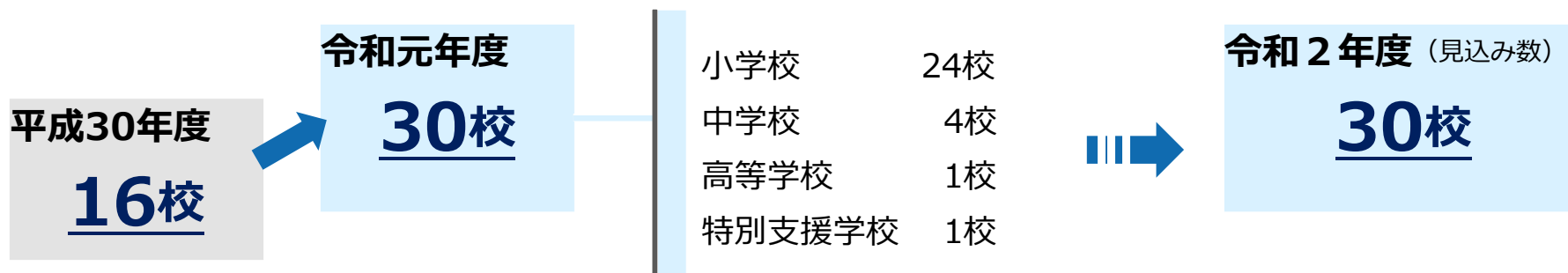
スポーツ志向

日本人としての自覚・誇り

豊かな国際感覚

オリンピック・パラリンピック教育推進校

年間を通じて、オリパラ教育に重点的に取り組む学校を「**オリンピック・パラリンピック教育推進校**」として選定し、取組内容を全ての市立学校に共有しています。



各学校の実態の応じて、授業や学校行事を活用したり、アスリートを招聘して本物体験を提供するなど、特色のある教育活動を展開します。
(事業に要する費用はスポーツ庁から教育委員会をとおして、全てまたは一部の補助を受けています。)

オリンピック・パラリンピック教育推進校

推進校の取組は「**報告書**」に取りまとめて、すべての市立学校に発信するとともに、「**成果報告会**」の開催をとおし、**子どもたちの学びの実態と効果を広く共有**しています。



オリパラ競技種目を実際に体験してみたり、興味・関心を持って自ら調べたり、選手と会って体験や想いを聴くなど、推進校が中心となって、様々な教育活動が行われています。



平成30年度スポーツ庁委託事業
オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業

平成30年度
「オリンピック・パラリンピック教育推進校」
事業実施報告書
【最終版】

平成31年3月
横浜市教育委員会

オリンピック・パラリンピック教育推進校向けプログラム

パラスポーツ体験会や、共生社会について理解を深めるためのプログラムを提供しています。

ジャパンパラ水泳
大会観戦ツアー



「支える人を知るプログラム」
ブラインドサッカー キーパーの講演・体験会



教職員向けワークショップ（上原大祐氏）



令和元年度の取組

- パラスポーツ体験・講演
- パラスポーツ観戦プログラム
- ゆるスポーツ体験プログラム
- 支える人を知るプログラム
- 教職員向けワークショップ
- 心のバリアフリー講座

合計24件 実施予定

小・中・特別支援学校において オリンピック・パラリンピアンによる学校訪問を実施

2014 (H26)年度
学校訪問事業開始



2020 (R2)年度
市立学校の6割で実施完了



2024 (R6)年度 (予定)
全ての市立学校で実施完了



パラリンピアン講演
三阪洋行氏 (車いすラグビー)



オリンピック実技指導
平瀬智行氏 (サッカー)



中学校 部活動指導
市橋有里氏 (陸上)

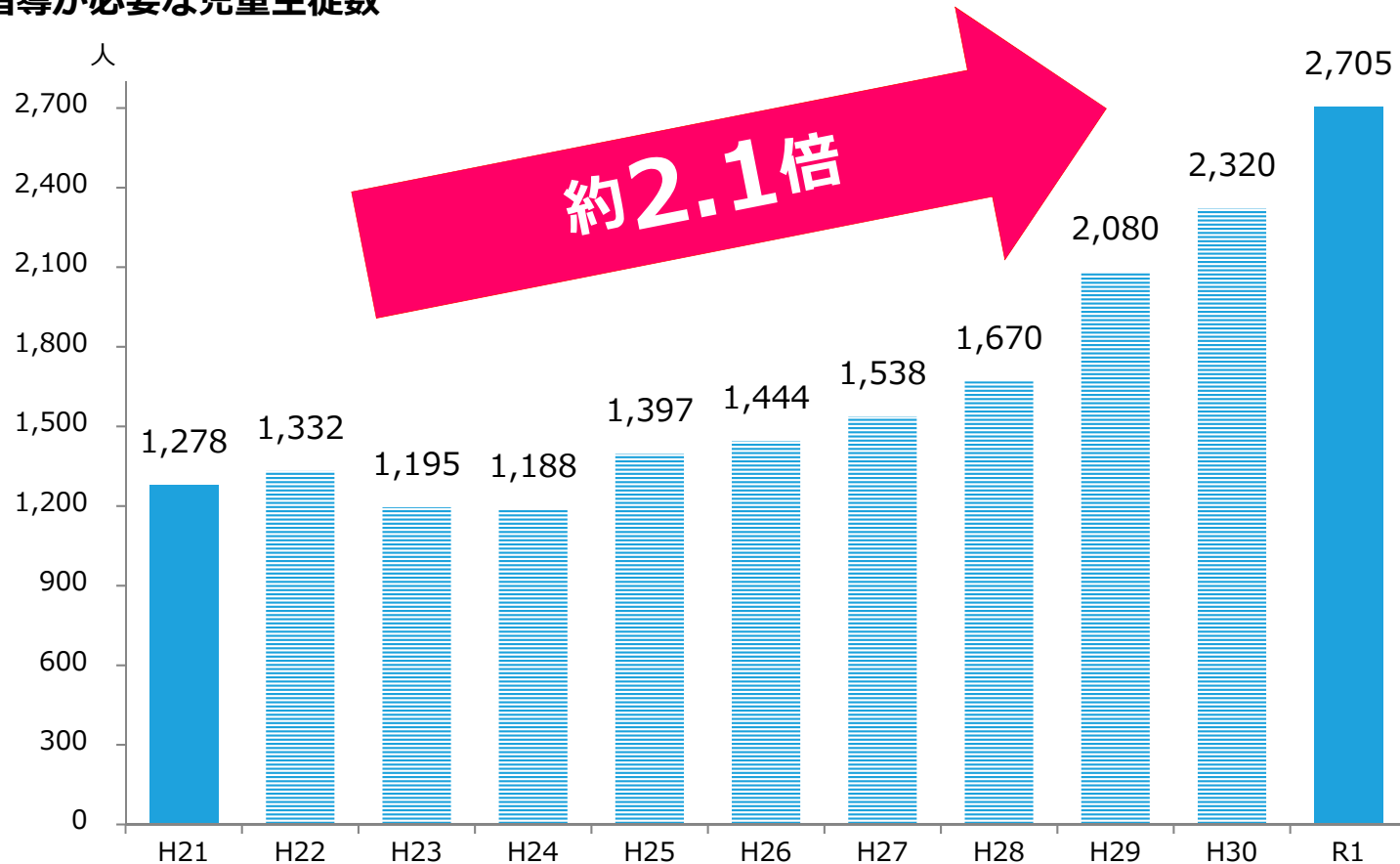
観点②

外国籍や外国につながる児童生徒への教育支援

日本語指導が必要な児童生徒数の増加

日本語指導が必要な子どもの増加
10年で約**2.1倍**（全国は約1.5倍 ※H20・H30年の比較）

日本語指導が必要な児童生徒数



日本語支援拠点施設「ひまわり」の開設 平成29年9月開設

来日間もない子どもや保護者の不安を軽減し、新たに転・編入をする在籍校で
学校生活に適応できるように支援するための施設

■ 学校ガイダンス 4か国語対応 (※1)

保護者・子どもに日本の学校生活説明、書類の記入支援、子どもの学習状況の確認等

■ プレクラス

来日間もない子どもへの集中的な日本語指導と学校生活の体験の実施

■ さくら教室 11か国語対応 (※2)

外国につながる小学校新1年生を対象にした学校生活の体験、保護者を対象にした日本の学校生活についての説明や書類の記入支援等

※1：英語、中国語、タガログ語、やさしい日本語

※2：英語、中国語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ネパール語、ベンガル語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、やさしい日本語



日本語支援拠点施設「ひまわり」

学校における日本語指導が必要な子どもへの支援

国際教室の設置
日本語教室の実施
母語による初期適応・学習支援
学校通訳ボランティア

外国語補助指導員の配置
各種ガイドブック等発行

- ・「ようこそ横浜の学校へ」（7か国語対訳）
- ・「横浜市帰国児童生徒教育ガイド」 等



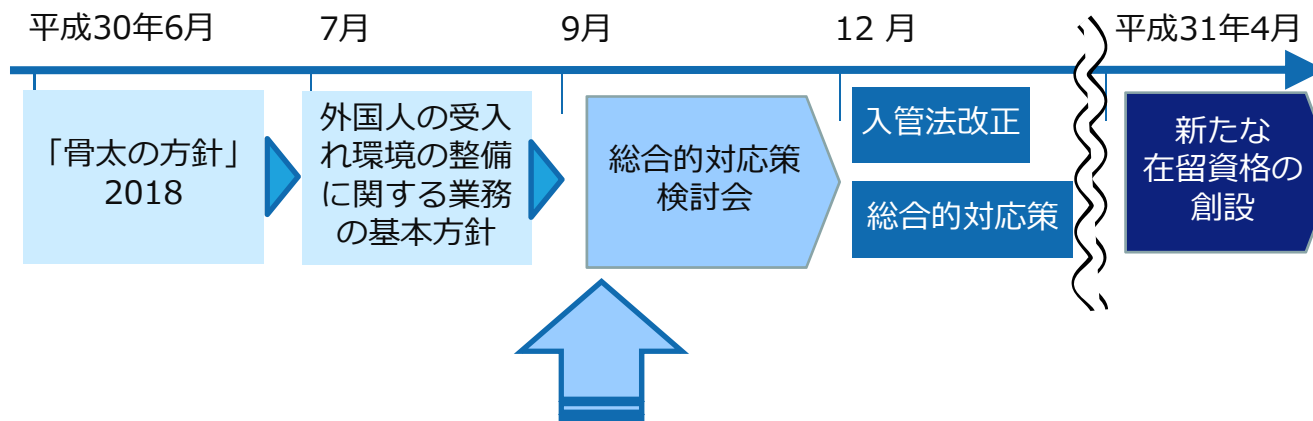
国における新たな外国人材の受入拡大

国の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の検討に合わせた、本市からの提案・要望実施

背景

- ◎ 中小・小規模事業者をはじめとした人手不足が深刻
- ◎ 一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる仕組みの構築が必要

国の動き



国への提案・要望

外国人材の受入れ・共生に向けた環境整備について、国から地方自治体への財政支援メニューの創設等を提案・要望

- ・ 平成30年8月 指定都市市長会提言
- ・ 平成30年11月 九都県市首脳会議提言
国の制度及び予算に関する提案・要望(本市独自提案・要望)

総合的対応策の閣議決定を受けた、新たな支援制度の創設

総合的対応策

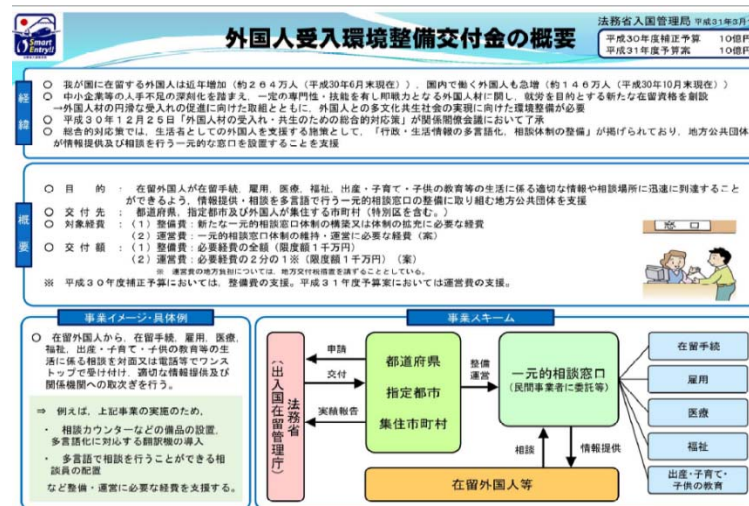
- 平成30年12月25日、「総合的対応策」が閣議決定
- 医療、保健、教育、住宅、金融・通信サービスなど生活の様々な場面を想定して、**全126の施策**からなる、総額約211億円の関連予算を措置

(施策の例)

- 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う
一元的窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設
(「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」
全国 約100ヶ所、11言語対応) の整備 【20億円】

外国人受入環境整備交付金の創設

- 目的：
在留外国人が生活・就労等に関する適切な情報に速やかに到着できるよう、一元的相談窓口の整備に取り組む地方自治体を支援
- 交付経費・交付額：
整備費：10億円（全額補助／限度額1千万円）
運営費：10億円（1/2補助／限度額1千万円）

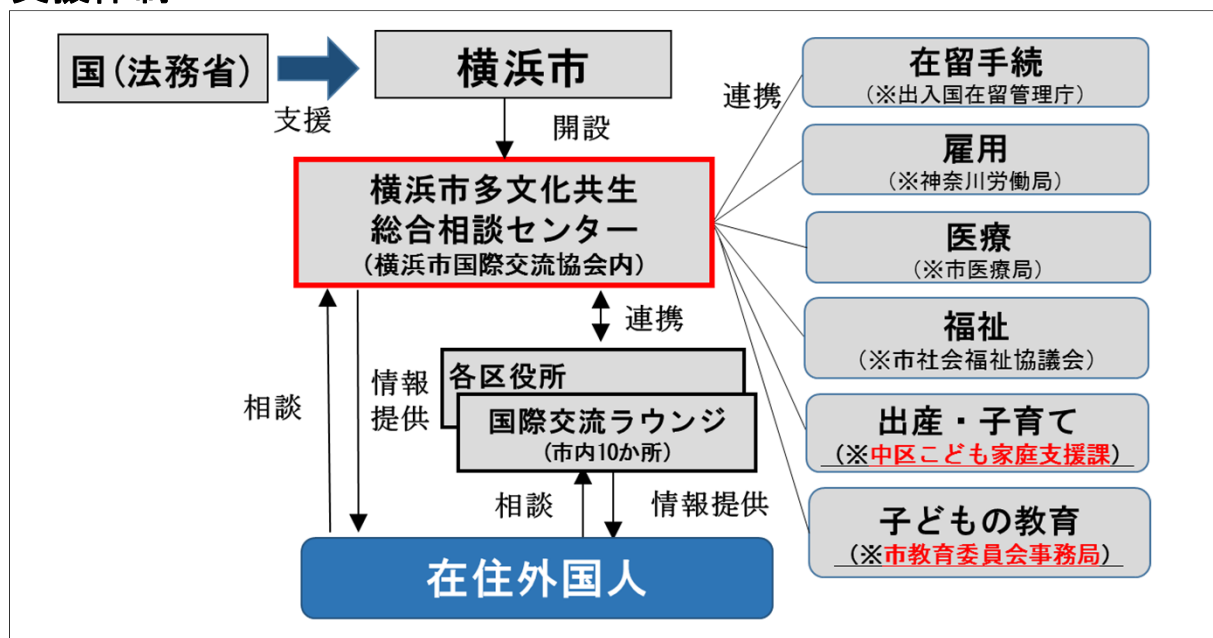


「横浜市多文化共生総合相談センター」の開設



国の交付金を活用し、市内在住の外国人への相談拠点を本年8月に開設
国や市内の関係機関等との連携による支援体制を構築

- 1 名称 横浜市多文化共生総合相談センター
(英:YOKOHAMA Foreign Residents Information Center)
- 2 開設日 令和元年8月1日(木)
- 3 設置場所 公益財団法人 横浜市国際交流協会(YOKE)
- 4 支援体制



※センターのご案内リーフレット

横浜市の相談対応、及び外国人の活躍に向けた取組

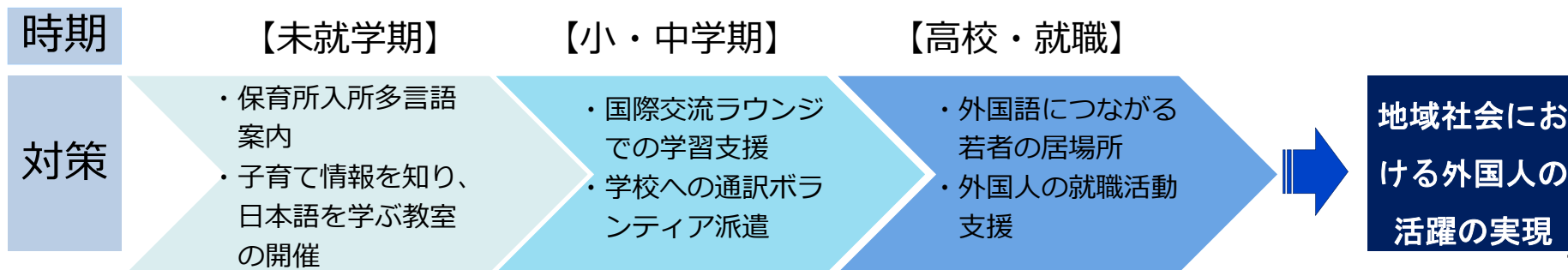


「教育」や「出産・育児」など、市内で年間約2万2千件の相談受付
外国人の活躍に向けた、外国籍等の子どもやその親へのサポート

主な相談内容と件数 **22,407件** (Y O K E・国際交流ラウンジでの相談件数 (H30年度))
※相談の多い案件

分野	相談件数	相談例
通訳・翻訳	5,870件	住んでいる団地と町内会の書類の内容を知りたい。
日本語学習	4,213件	どこで日本語の勉強ができるのか。
:		
教育	1,928件	子どもを公立の小学校に入学させたい。どのような手続きが必要か。
:		
出産・育児	589件	英語対応できるA保育園へ子どもを入れたい。どうしたらよいか。

未就学期から就職まで一貫した支援

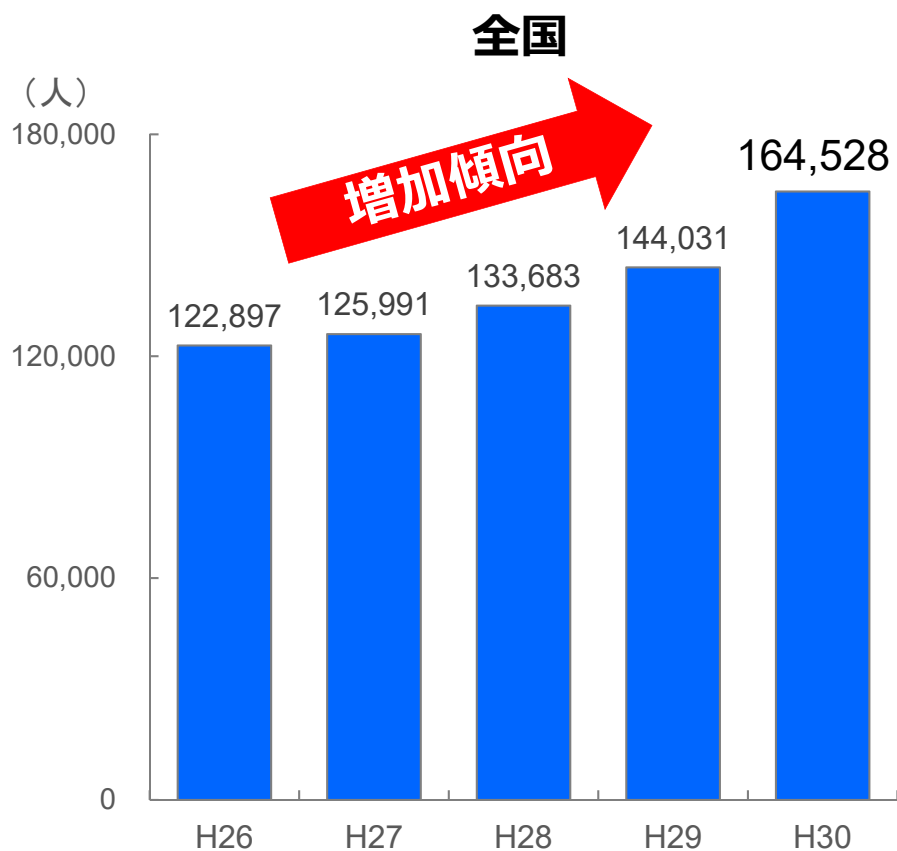


観点③

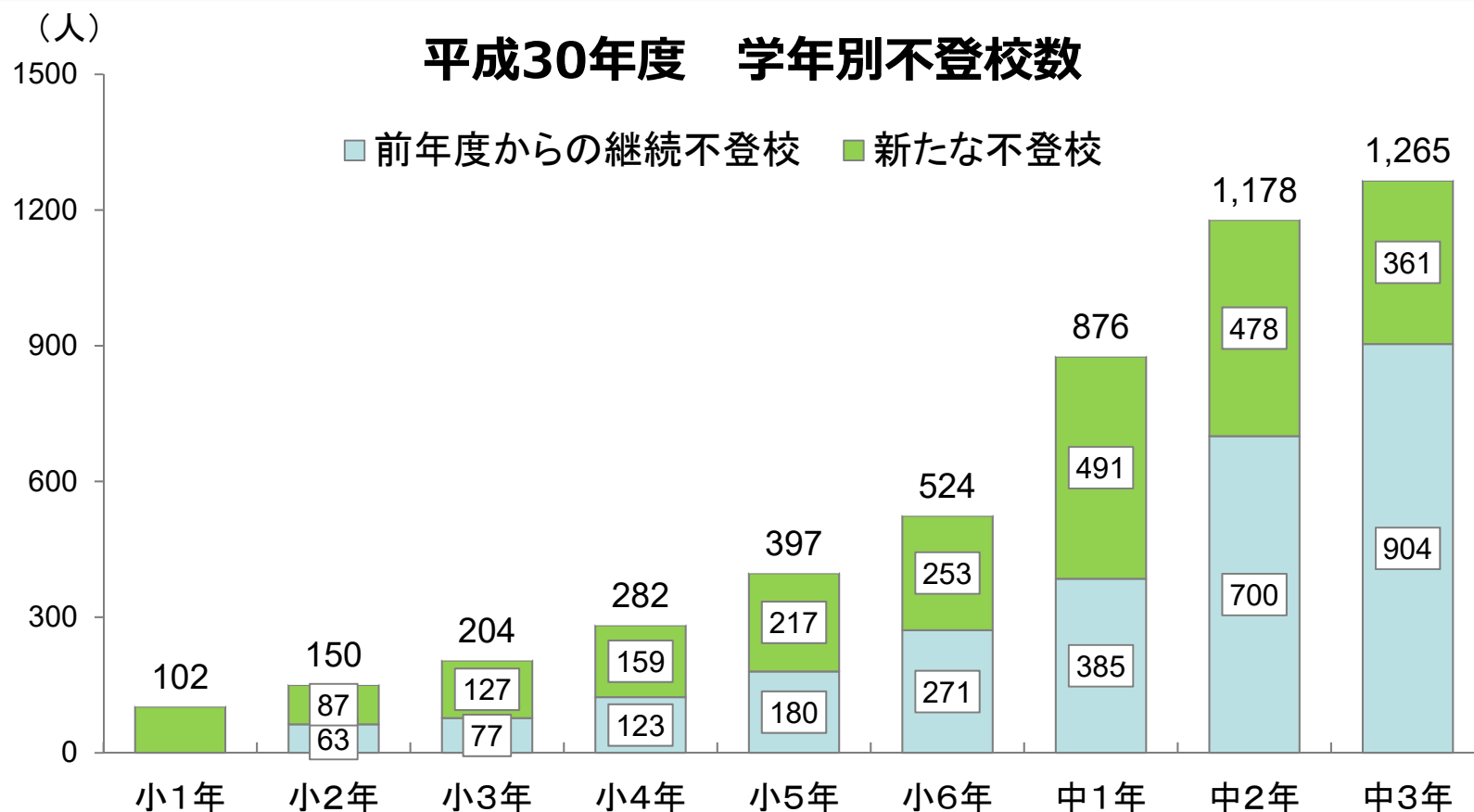
不登校等に関する対策・支援

不登校児童生徒数の現状

不登校児童生徒は **増加傾向**
全国 **16万4,528人** (平成30年度)
横浜市 **4,978人** (平成30年度)



前年度からの継続不登校に加え、**新たな不登校**が積み上がることで、**学年があがるにつれて増加する傾向**にある



新たな不登校を生まないための取組の推進

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（**教育機会確保法**）（平成28年12月14日公布）

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年3月31日文部科学大臣決定）

- **基本的な考え方（不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等）**
 - **魅力あるより良い学校づくりを目指すこと**
 - **不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること**
 - **不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと**
 - **不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと 等**

学校における支援

- 「登校支援アプローチプラン」等の作成
- 電話連絡、家庭訪問
- カウンセラーとの面談
- 別室での支援

『不登校児童生徒支援の手引き』を作成

- 個々の状況に応じた教育機会の確保や安心できる居場所を確保し、**社会的自立に向けた支援を推進**
- 『**不登校児童生徒支援の手引き**』を作成各学校に配付し、**実践的な取組を推進**

子どもの状態に応じた考え方や
具体的な支援方法を提示



『不登校児童生徒支援の手引き』

ハートフル事業

ハートフルフレンド

ひきこもり傾向にある子どもの家庭に大学生等が訪問し、支援を行う。
(2週間に1回程度)

ひきこもりがちな状態の緩和

すなおな自己表現

ハートフルスペース

不登校やその傾向のある子どもが通い、創作活動やスポーツ体験等を行う。
(週1～2回程度)

基本的生活習慣の確立

自己決定力の育成

ハートフルルーム

不登校やその傾向のある子どもが学校に併設した教室に通い、基本的な生活・学習習慣の定着を行う。
(状況に応じ毎日でも可)

基礎学力の補充

その他の取組

- 保護者の集い (年間6回)
- 教職員対象「不登校児童生徒理解研修」 (年間4回)
- 「**横浜子ども支援協議会**」 (民間のフリースクール等) との連携 (通年)



ハートフルスペース



ハートフルルーム

子どもにとってアダプティブ（最適）な空間づくり

けやきルーム（永田中学校）

- 不登校生徒が安心して通える「居場所」の確保
- 「けやきルーム」の時間割を作成し生徒一人ひとりの利用状況・学習状況を共有しながら、全教職員による支援を実施



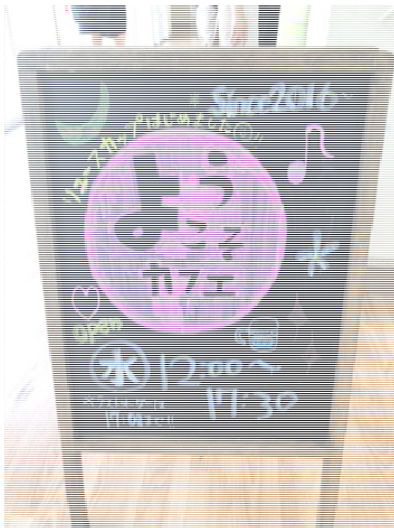
和（なごみ）ルーム（鴨居中学校）

- 学習支援ソフトを搭載したタブレットをICT教材として活用し、生徒一人ひとりの学習状況に応じた学習支援を実施

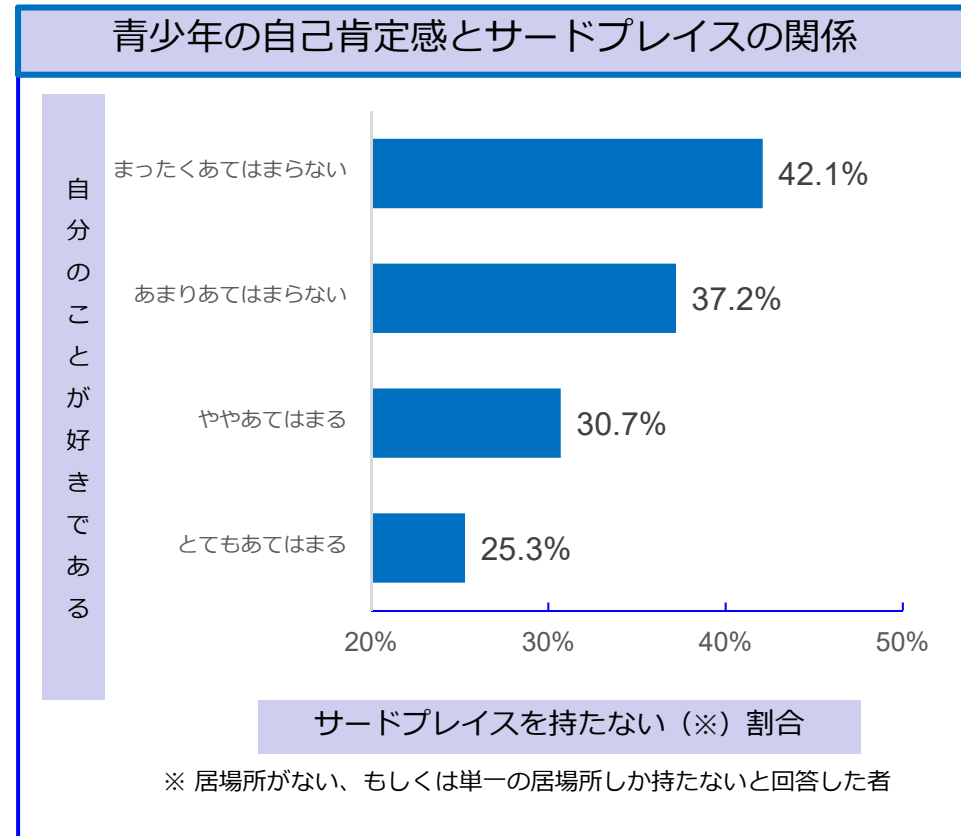
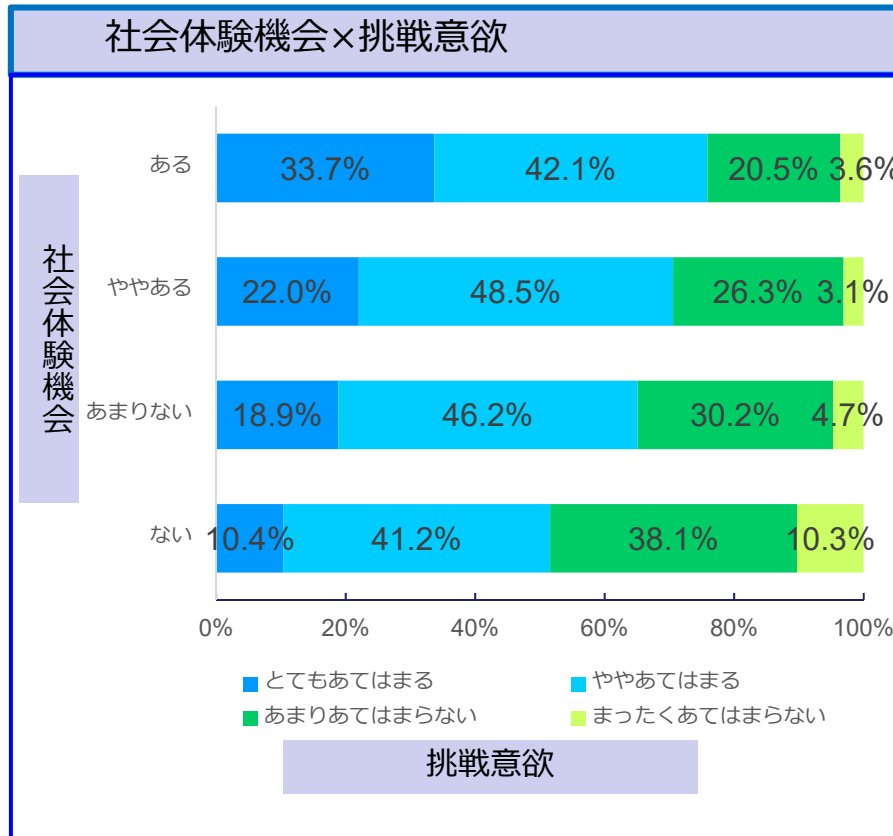


ようこそカフェ（横浜総合高等学校）

- 校内のフリースペースを活用し、交流相談カフェを実施
- 青少年育成や若者支援に関わる団体のスタッフを中心に、大学生・社会人のボランティアとともに運営
- 生徒の社会的孤立の予防や、困ったときに相談できる力の獲得、コミュニケーション能力の向上、キャリア形成などに取り組む



困難な状況に至る前の予防的取組



出典：（公財）よこはまユース「中高生の放課後の過ごし方と体験活動に関するアンケート（平成30年度）」



青少年の体験機会・居場所の必要性

青少年の地域活動拠点づくり事業

青少年の体験機会の提供

学校・家庭以外の
第3の居場所の提供



地域のネットワークづくり
人材育成



＜設置箇所＞ 市内6か所に設置

南区「M-base」 (吉野町駅)	保土ケ谷区「Happy Square」 (天王町駅)	磯子区「イソカツ」 (磯子駅)
金沢区「カナカツ」 (金沢八景駅)	都筑区「つづきMYプラザ」 (センター北駅)	栄区「フレンズ☆SAKAE」 (本郷台駅)

横浜市子ども・若者実態調査／市民生活実態調査（平成29年度）

横浜市内のひきこもり群の推計数

15歳～39歳： 約15,000人 / 40～64歳： 約12,000人

項目	15～39歳		40歳～64歳（※）
	平成24年度	平成29年度	平成29年度
推計値	<u>8,000人</u>	<u>15,000人</u>	12,000人

※40歳～64歳の調査は平成29年度に初めて実施



<ひきこもりになったきっかけ>

- 不登校
- 人間関係がうまくいかなかった
- 病気
- 就職活動や受験がうまくいかなかった

若者自立支援機関での一人ひとりの状態に応じた支援

青少年相談センター
青少年の総合相談

地域ユースプラザ

- 居場所
- 地域の関係機関、区役所との連携及び地域ネットワークづくり



◀ ユースプラザの居場所の様子



▼ スポーツプログラム

若者サポートステーション
就労への支援

家族支援

来所面接

集団活動

居場所提供
社会参加体験

就労支援

定着フォロー

学校と若者自立支援機関等の連携強化 ⇒ 早期支援

- 中学校・高校等への青少年施策の取組周知
- 困難を抱える中・高校生への対応における連携

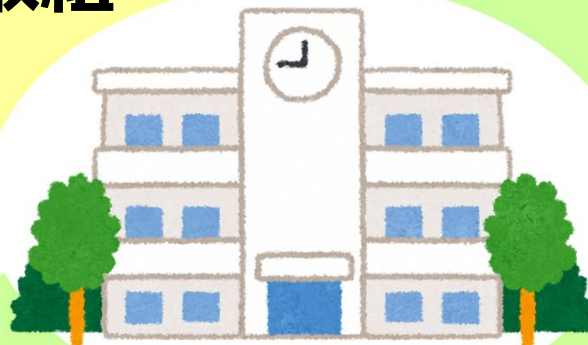
小・中・高等学校等 における取組

校内における支援

ハートフル事業

保護者の集い

横浜子ども支援協議会



青少年の地域活動拠点・ 若者自立支援機関 における取組

青少年の地域活動拠点

青少年相談センター

地域ユースプラザ

若者サポートステーション

地域で青少年や若者を
見守り、支える環境づくり

ひきこもり等困難を抱える若者に対する
地域の皆様の理解促進

○協議テーマ

個や多様性を尊重した教育の推進

～誰もが互いに尊重し、支え合う共生社会の実現を目指して～

○観点

- ①オリンピック・パラリンピック教育の推進
- ②外国籍や外国につながる児童生徒への教育支援
- ③不登校等に関する対策・支援

いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況

■子ども主体のいじめ未然防止の取組

1 横浜子ども会議

子ども主体のいじめ未然防止の取組として、全市立学校の児童生徒が主体となり、年間を通じて「横浜子ども会議」を行っています。各学校と小中一貫教育推進ブロック（以下「ブロック」）で「だれもが安心して生活できるよう、いじめの問題に向き合い、自ら解決しようとする子ども社会」をめざして話し合いと具体的な取組を進めています。

今年度は、「だれにとっても居心地のよい学校づくり」をテーマに取組を進めており、保護者や地域・関係機関との連携・協働を図り、より一層取組を充実させるとともに、継続的な活動へ繋げているブロックが増えてきています。

ブロックや区の実情に合わせてテーマを設定することで、取組を確実に定着させている様子も見られました。区交流会では、ブロックごとの取組について発表し、情報交換や課題の共有を行いました。

●南区全小中学校の取組

「SNS・携帯電話・スマホの問題に、地域や保護者、関係機関と共に取り組む」

- ・区交流会後も、月1回程度、各校の代表が集まり、SNSやネットの活用に関する各学校の課題や「いじめ」との関係について話し合いを継続している。
- ・いじめ未然防止に向けて、区で統一した標語コンクールの開催や、啓発動画の作成について児童生徒が主体となって取り組んでいる。

●中川中学校ブロック（中川小・南山田小・牛久保小）の取組

「Pay Forward 活動を広げよう」

- ・誰かにしてもらったよいことを、他の誰かに返していくことで「よいこと」の輪を広げていく行動を日常生活の中で実践していくことを推進している。
- ・今年で3年目の取組になり、ブロックでポスターを作成して地域に掲示し、思いやりの心や親切の輪をブロック全体に広げていこうと試みている。

<区交流会の様子>



2 いじめ防止市民フォーラム



12月の横浜市いじめ防止啓発月間の取組の一つとして、令和元年12月7日(土)、南公会堂にて、「いじめに対して、『自分』は何ができるだろうか」～子どもや大人、そして地域、関係機関等のつながりから考える～をテーマに、いじめ防止市民フォーラムを開催しました。

市民フォーラムでは、毎年、児童生徒主体のいじめ未然防止の取組について発表を行っています。

取組発表 学校と地域が連携した次世代育成の推進事業 ～市ケ尾ユースプロジェクト～

今年の市民フォーラムでは、市ケ尾中学校の生徒たちが取り組んでいる市ケ尾ユースプロジェクトのいじめ未然防止の取組について発表が行われました。

本プロジェクトは、中高生と多様な経験・スキルを有するシニア世代等の地域人材が力を合わせ、まちづくりの課題やまちの魅力アップに取り組むことで、学校外での「学びの場」を創出し、青少年の健全育成の推進と地域における多世代交流の推進に取り組むものです。



＜実際の授業の様子＞

STOP！！ その言動！！～希望ある未来～

市ケ尾中学校の生徒たちは、自らのいじめ被害・加害の経験から、小学生の時からいじめについて深く理解する必要性を感じ、さらに、先輩として、身近な中学生が小学生の相談に乗ったり気軽に話したりすることができればよいのではないかと考えました。そこで、近隣小学校6年生のいじめ未然防止に向けた授業に参加し、「言われたら嫌な言葉のアンケート」を活用しながら、プログラムを実施しました。

授業では、「人は、それぞれ感じ方が違う」ことに気付くことが大切であると力強く発信し、相手に言われて嫌な言葉について、一人ひとりが順位をつけ、なぜそう感じるのかをペアで話し合い、それをクラス全体で共有しました。

市民フォーラム当日の発表では、授業の様子を映像で流しながら、「様子が違ったら、それに気付いて声をかけてほしい」、「いじめは形式的な謝罪での解決ではなく、お互いの関係を再構築していい感じになって初めて解決したと実感できる」、「多くの人にいじめについて意識をもってほしい」、「みんなで解決してほしい」と訴えました。



平成 30 年度 いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について

平成 29 年 3 月 31 日に公表した「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」（以下「再発防止策」）に掲げられている 8 項目 34 の取組（別紙 1）について、横浜市いじめ防止基本方針（別紙 2）の徹底（防止策：6-②）を図り、学校と教育委員会事務局が一体となって進めています。「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」、「再発防止にかかる仕組みづくり」の 3 つの視点で 30 年度の取組状況を報告します。

1 学校の取組

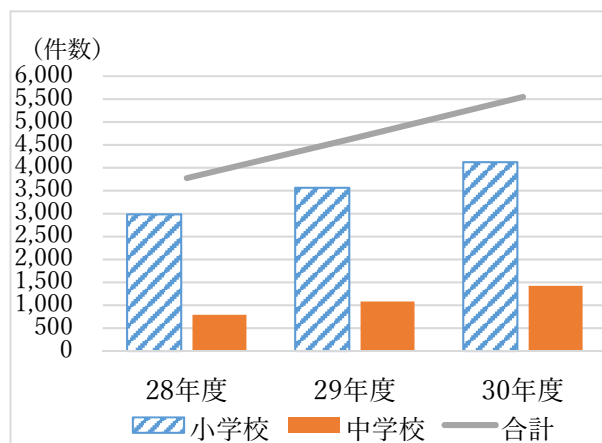
いじめ防止対策推進法では、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広く捉えています。この定義を正しく理解し、学校での組織的な対応を徹底していくことが重要です。

法の定義理解や児童生徒理解等の効果的な研修を通して、学校での組織的な対応が徹底されたことで、30 年度はいじめ認知件数は、前年度に比べ増加傾向（昨年同時期に比べると 19.3%増加）にあります。いじめの早期発見に向け、さらに正確な認知に努めていきます。

また、認知した事案に対して、適切な支援・指導を行うことにより、早期解決につながるよう積極的に取り組んでいきます。

【いじめ認知件数】（単位：件）

	28 年度	29 年度	30 年度	前年度比
小学校	2,985	3,566	4,123	557
中学校	791	1,083	1,423	340
計	3,776	4,649	5,546	897



① 児童生徒理解・法の定義理解のための教職員研修の実施

（防止策：1-③、1-⑤、2-①、2-②、2-④、6-③、8-①/方針：第 2 章 3、第 3 章 3）

各学校での組織対応の中心となる校長や児童支援・生徒指導専任教諭に対して、『「いじめ」根絶！横浜メソッド』やその増補版を活用した児童生徒理解やいじめの定義理解の研修等を実施するとともに、いじめ重大事態の調査結果（公表版）を活用し各学校での校内研修、取組の点検へつなげました。

また、福島県へ教員を派遣し、震災後の学校や福島県の放射線教育について研修を実施し、学校において、研修での経験を生かした道徳の授業や学級活動、人権研修等を行いました。

※「いじめ」根絶！横浜メソッド…教師のためのいじめ防止・対応マニュアル

児童生徒理解・いじめの定義理解

- ・校長への研修（6 月）多様な視点で児童生徒を見守る校内体制づくり
- ・児童支援・生徒指導専任教諭への研修（毎月実施）
いじめの定義、組織体制・対応の流れ、教育相談体制、
地域や関係機関との連携、ネットいじめの現状と対策、等

いじめ重大事態の調査結果（公表版）の活用

- ・調査結果を踏まえた学校の取組の再点検

放射線・被災地理解

- ・福島県での教員派遣研修（6 月 61 人、富岡町立小中学校、三春校・富岡校）
- ・派遣研修の実践報告（1 月）



② 「学校いじめ防止対策委員会」による組織対応の徹底

(防止策：2-③、2-④、2-⑤、2-⑦、3-①、3-②、8-③/方針：第2章3、第3章1、第3章2、第3章3)

管理職と複数の教職員によって構成する「学校いじめ防止対策委員会」の毎月1回以上の開催を徹底し、いじめの認知、対応方針の決定、進捗管理を行い、いじめの解決に組織的に対応しました。引き続き、いじめ防止対策委員会がより効果的に行われるよう、学校を支援していきます。

また、12月のいじめ解決一斉キャンペーンでの全児童生徒を対象としたアンケート調査や、いじめが起きにくい学年や学級の風土づくり等、未然防止のための環境づくりや取組にも重点を置き、児童生徒の主体的な活動をはじめ、保護者との信頼関係の構築や地域、関係機関とも連携・協働して取り組んでいきます。

【学校いじめ防止対策委員会の開催状況】(単位：校)

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
月1回	289	68	2	9	9
月2～3回	43	39	0	0	1
週1回以上	8	39	0	0	2
計	340	146	2	9	12

【学校いじめ防止対策委員会の役割】

- ・いじめの認知(相談・報告の窓口)
- ・事実確認、指導、支援等の対応方針の決定
- ・認知している事案の進捗管理
- ・学年、学級の様子や気になる児童の情報共有
- ・未然防止のための環境づくり、取組の周知
- ・早期発見のための取組
- ・学校いじめ基本方針に基づく取組、見直し等

【児童支援専任教諭の授業等を軽減するために配置されている非常勤職員の常勤化】

専任教諭が校内で組織的ないじめ対応の中心的役割を担うことができる条件を整えるため、後補充で配置している非常勤職員の常勤化を拡充 <H29:40校 → H30:90校 → R1:140校(うち20校は市単独予算)>

③ 児童生徒が主体的に取り組む「横浜子ども会議」等の実施

(防止策：1-①、4-①、8-③/方針：第2章3、第3章3)

30年度の横浜子ども会議では「だれにとっても居心地のよい学校づくり」をテーマに、子どもたちが主体となり、各学校と中学校ブロックで年間を通して話し合いと具体的な取組を進めました。

8月の「横浜子ども会議」区交流会では、中学校ブロック、高校での話し合いや年間の取組について区ごとに集まり実践発表を行いました。

12月の「いじめ防止市民フォーラム」では、小・中学生が「横浜子ども会議」の取組を生かし、それぞれ学校で行っているいじめ防止の取組について発表を行い、パネルディスカッションでは保護者、教職員も加わりそれぞれの視点から話し合いました。



●上郷中学校ブロック(上郷中・上郷小・庄戸小)の取組 「誰にとっても居心地のよい学校づくり」

- ・子どもサミットの開催、地区懇談会の開催、「本気のあいさつロード」の実施
- ・小・中学校、地域一体で、「みんなが笑顔で活気あるあいさつ」、「相談できる環境づくり」のあり方を検討

●ろう特別支援学校の取組 「日常の中で理解し合える関係づくり」

- ・高等部では生徒会を中心に、小中高連携に力を入れ、運動会や交歓給食などの関わりを大切にしたい取組を実施
- ・「相談しやすい環境」として、同級生だけでなく、先輩も後輩も関係なく相談をすることができる仲間づくりにつながった

●六ツ川中学校ブロック(六ツ川中・六ツ川小・六ツ川台小・六ツ川西小)の取組

「SNS・携帯電話・スマホの問題に保護者・地域と共に取り組む」

- ・スマホ等のSNSの使用について、地域共通のルールを作り、家庭における約束づくりを推進
- ・学校、保護者、地域、児童生徒が協力し、安心して生活できる地域の基盤づくりを進める

2 教育委員会事務局の取組

教育委員会事務局に「緊急対応チーム」を設置し、いじめの早期解決を図っています。また、学校がスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）を積極的に活用することで、区役所等と連携したチームアプローチを進め、児童生徒への適切な支援につなげています。

① 学校教育事務所による保護者や学校への積極的支援 （防止策：5-①、5-③/方針：第2章3）

学校が認知したいじめ事案に対し、指導主事による学校訪問や課題解決支援チームの派遣など、学校の組織的対応を支援しています。また、電話・面談等により保護者への支援を行い、いじめの早期解決を図っています。事案によっては、弁護士による法律相談を活用しています。

※ 課題解決支援チームの構成

：指導主事（学校担当、課題別担当）、SSW、学校支援員
必要に応じ、心理学、教育学等の専門家

【いじめに関する検討・相談数】 30年度実績

学校への直接支援回数	531回
意思決定のためのケース・カンファレンス実施回数	400回
電話による保護者等対応回数	545回
保護者との面談回数	232回

【学校担当指導主事による支援例】

学校からの連絡を受け、重篤ないじめ事案と判断した学校教育事務所の指導主事がSSWとともに、本人・保護者と直接会い、いじめの内容やつらい思いを聞いた。指導主事は学校に対し、速やかに調査をすることを指示。その調査の仕方を助言し、関係機関との連携構築を調整した。また、学校に対して、本人、保護者を入れたケース会議を定期的に行うよう提案するとともに、指導主事とSSWが会議に参加し、解決に向けて支援した。

② 学校では解決困難な事案に対する「緊急対応チーム」による支援

（防止策：5-②、5-④、6-①/方針：第2章3）

いじめの早期解決を図るため、課長、係長、指導主事（学校教育事務所兼務4人）、社会福祉職で構成する「緊急対応チーム」を教育委員会事務局に設置しています。

学校だけでは解決困難な事案に対し、学校教育事務所と連携し、学校訪問や専門家を活用した支援により、事態の深刻化を防ぎ、早期解決を図ってきました。30年度の緊急対応チーム指導主事の対応回数は増加傾向にありますが、緊急対応チーム会議で支援の進捗管理を行う困難な案件は減少傾向にあります。

【緊急対応チーム取扱件数】 30年度実績

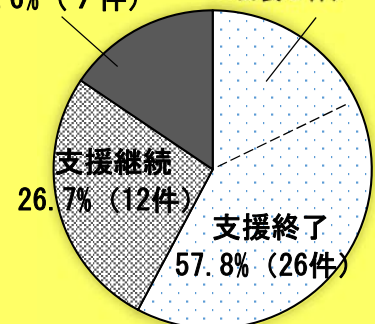
取扱件数		学校訪問 ※2
(カンファレンス実施)	うち支援終了 ※1	
45件	26件	48件 (延221回)

※1 緊急対応チームとしての支援が終了した案件

※2 学校訪問のうちSSW等の専門家同行19件 (延83回)

【緊急対応チーム取扱件数（45件）の内訳】

重大事態調査 15.6% (7件) （うち重大事態調査終了・公表8件）



【緊急対応チームによる支援例】

学校が保護者との対話が難しくなってしまった案件において、緊急対応チーム指導主事と学校教育事務所指導主事が学校に入り、助言する一方で、学校教育事務所のSSWが学校と十分打ち合わせの上、保護者と面談し、学校との信頼関係の再構築につなげ、いじめの解消に結び付けた。

③ スクールソーシャルワーカー（SSW）を活用したチームアプローチの実施と相談窓口の設置

（防止策：4-①、4-②、4-③、4-④、1-②、3-③、8-②/方針：第2章3）

学校が区役所などの関係機関と連携して適切な支援や指導を行えるよう、社会福祉の専門職であるSSWの積極的な活用を進めています。30年度は、正規職の統括SSWを各学校教育事務所に、高校・特別支援学校担当SSWを人権教育・児童生徒課に配置することで支援体制の充実を図りました。また、地域で生活する子ども達を支えるために、社会福祉協議会や主任児童委員との連携を進めています。人材育成については、大学と包括的な協定締結に向け協議を開始しました。今年度は、学校をより身近で支援できる体制の構築を目指し、学校教育事務所に配置し支援を行う派遣型SSWから、定期的に中学校ブロックを巡回して支援する中学校ブロック配置型SSWへの移行に向けたモデル実施を行います。SSWが電話相談に応じる「学校生活あんしんダイヤル」は、開設時間を延長して対応した結果、相談件数が大幅に増加しました。今年度は、寄せられた様々な相談を分類・整理することで、保護者等への適切な対応に資するよう努めます。

【SSWの支援対象人数】30年度実績（単位：人）

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
458	168	16	17	659

※29年度：550人（109人増）

【SSWのいじめへの対応状況】

29年度：54件（うち状況改善35件、支援中等19件）

30年度：48件（うち状況改善32件、支援中等16件）

【あんしんダイヤル相談件数】30年度実績（単位：件）

いじめ	不登校	学校との関係	養育	その他	計
66	54	90	23	41	274

※29年度：182件（92件増）

【SSWによる対応例（いじめによる不登校）】

保護者は学校に適切な対応を求めているが、学校は保護者の主訴を「いじめの事実確認」と捉え、児童への対応に至らなかった。保護者の不満は増大しあんしんダイヤルに入電。SSWは、保護者と面談し、「安心して学校に通わせたい」との主訴を確認。学校に伝え、事実確認と並行して学習環境を調整したところ、児童は登校を再開した。

【SNSを活用した相談窓口】

30年度は、県と協力して、無料通信アプリを活用したSNS相談を市内中学校5校、高等学校1校で試行実施した。相談者からは高い満足感が得られており、全校実施に向けた検討を行っていく。

3 再発防止にかかる仕組みづくり

① いじめ重大事態の調査結果「公表ガイドライン」の運用等

（防止策：6-④、7-①、7-②/方針：第2章2、第4章1）

調査結果の公表について、関係当事者への影響を配慮しつつ、再発防止につながられるよう、いじめ問題専門委員会の答申に基づき「公表ガイドライン」を運用してきました。30年度は、調査報告がまとまった8件について、本ガイドラインに基づきHP等で調査結果を公表しました。

② 情報共有や引継ぎのための仕組みづくり

（防止策2-⑥、2-⑦、5-③、5-⑤、5-⑥/方針：第2章3、第3章2、第3章3）

教育委員会事務局内（各学校教育事務所、人権教育・児童生徒課）における相談記録の情報を共有するシステムの構築を30年度に完了し、今年4月から稼働しています。学校では、引き続き、研修等を通じて記録の徹底を図るとともに、児童生徒の個人情報として慎重に対応することの重要性を共有していきます。今年度は共通の様式の検討も行っていきます。

③ 小学校高学年における一部教科分担制の推進

（防止策：1-④/方針：第2章3、第3章3）

30年度は「児童の学力向上」「児童の心の安定」「教職員の負担軽減」をねらいとする一部教科分担制の導入による学年経営力強化の取組を8校で実施しました。教員向けのアンケートからは、児童が学級担任以外の複数の教職員と日常的に接するようになり、相談を受ける機会が増える傾向が見受けられました。今年度は推進校を拡大しつつ、引き続き効果検証を行います。

いじめ重大事態に関する再発防止策

再発防止策	
1 児童理解	<ul style="list-style-type: none"> ①児童生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり ②児童生徒がSOSを発信しやすい仕組みづくり ③児童生徒一人ひとりの心理や特性を見出す児童生徒理解の促進 ④児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備 ⑤発達の段階に応じた児童生徒指導の徹底
2 校内児童生徒支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ①放射線等に関する教育や被災地理解を進める教育の推進 ②道徳教育、人権教育の充実 ③課題解決に向けた組織的な対応力の向上 ④児童支援専任教諭の体制強化と育成 ⑤校長のマネジメント力強化と、児童支援・生徒指導専任教諭等の課題解決能力の向上 ⑥学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底 ⑦「教育を受ける権利」を補償するための支援の確実な実施
3 保護者との関係構築	<ul style="list-style-type: none"> ①保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり ②保護者からの相談への組織的な対応 ③学校外の相談窓口の効果的活用
4 関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ①関係機関（多機関）との連携強化 ②スクールソーシャルワーカーの体制強化 ③スクールソーシャルワーカーの人材育成 ④チームアプローチ体制の整備
5 教育委員会事務局の児童生徒支援体制のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ①学校教育事務所による積極的支援 ②緊急対応チームによる支援 ③ケースカンファレンス等による組織的判断の確実な実施 ④迅速な専門家の派遣 ⑤専門相談との情報共有 ⑥いじめ事案の継続的な状況確認
6 いじめ調査方法のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ①学校・学校教育事務所・教育委員会事務局の連携による重大事態調査の判断 ②「横浜市いじめ防止基本方針」の改正を踏まえた再発防止策の推進 ③研修・説明会による制度周知や事例検討による法の確実な運用 ④早期解決に向けた調査体制の拡充
7 調査結果の公表のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ①調査結果公表における個人情報保護関係法令の遵守 ②調査結果公表ガイドラインの作成
8 いじめの定義の理解	<ul style="list-style-type: none"> ①より効果的な研修の工夫 ②いじめの申し立て窓口の設置 ③保護者や地域に向けた学校の取り組みの発信

○横浜市いじめ防止基本方針

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	
1	いじめの定義
2	いじめの防止等の対策に関する基本理念
3	横浜市いじめ防止基本方針策定の目的
4	いじめ防止に向けた方針
第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策	
1	横浜市いじめ問題対策連絡協議会の設置
2	横浜市いじめ問題専門委員会の設置
3	教育委員会の取組
	(1) いじめの防止・早期発見に関すること
	(2) いじめの対応に関すること
	(3) 学校評価、学校運営改善の実施
4	市長部局の取組
5	いじめ防止対策の点検・見直し
第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	
1	学校いじめ防止基本方針策定への考え方
	(1) 策定意義
	(2) 内容
	(3) その他
2	学校の組織づくり
	(1) 未然防止
	(2) 早期発見・事案対処
	(3) 取組の検証
3	学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化
	(1) いじめの防止
	(2) 早期発見
	(3) いじめに対する措置
	(4) いじめの解消
	(5) 特に配慮が必要な児童生徒
	(6) 学校運営協議会等の活用
第4章 重大事態への対処	
1	重大事態の発生と調査
	(1) 重大事態の意味
	(2) 重大事態の判断
	(3) 重大事態の報告
	(4) 調査の趣旨及び調査主体
	(5) 調査を行うための組織
	(6) 事実関係を明確にするための調査の実施
	(7) その他留意事項
	(8) 調査結果の提供及び報告
2	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
	(1) 再調査
	(2) 再調査を行う機関の設置
	(3) 再調査の結果を踏まえた措置等



横浜市教育大綱

平成 30 年 9 月

はじめに



平成 27 年 9 月に「横浜市教育大綱」を策定してから 3 年が経ち、このたび、新たな「横浜市教育大綱」を策定いたしました。

この間、国においては、2030 年以降の社会の変化を見据えた教育に関する議論が尽くされ、本年 6 月には、「教育振興基本計画」が閣議決定されました。

横浜市としても、教育大綱の理念に沿って、子ども達の豊かな心を育み感性を磨くことができるよう、文化・芸術やスポーツなどで本物に触れる機会の創出に積極的に取り組むとともに、教職員が最大限に力を発揮できるよう、専門スタッフの配置や教育環境の整備などに、着実に取り組んできました。一方で、いじめや不登校など、教育課題の複雑化が進み、個別の支援や指導が必要な子ども達が増えています。

横浜の子ども達には、人を思いやる優しさと豊かな感性を伸ばし、グローバルな視野を持って持続可能な社会の実現に向けて行動し、自立して生きていく力を養ってほしいと願っています。この新たな「横浜市教育大綱」は、私が大切にしている教育に対する考えを、教育委員会と共有しながら、「横浜教育ビジョン 2030」との整合性を図って策定しました。

今後とも、子ども達一人ひとりの状況に応じた教育をしっかりと進めていくとともに、特色ある芸術フェスティバル、「ラグビーワールドカップ 2019™」、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」の開催など、横浜ならではの機会を生かした教育にも力を注ぎます。また来年、開港から 160 年を迎える国際都市として、多様性を尊重し、共生する力を育みます。

子ども達は、横浜の未来を創る、社会の希望です。横浜の子ども達一人ひとりが幸せに生き、社会で活躍できるよう、社会全体で育んでいきましょう。

平成 30 年 9 月

横浜市長 林 文子



目次

横浜市教育大綱について 1

第1章 基本理念

未来を創る“横浜の子ども”の成長にあたって 2

第2章 重点方針

社会全体で進める横浜の教育 3



「横浜市教育大綱」について



〔位置付けと推進〕

横浜市教育大綱は、本市の教育に関する総合的な施策の目標や方針として、国の教育振興基本計画を参酌し、「横浜教育ビジョン 2030」と整合を図り、策定しました。

大綱の実現に向けて「横浜市中期 4 か年計画 2018～2021」に掲げた施策を推進していきます。

〔対象期間〕

平成 30（2018）年度から平成 33（2021）年度までの 4 年間

【根拠法令】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項

「地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」

第1章：基本理念



～未来を創る“横浜の子ども”の成長にあたって～

横浜の子ども達が健やかに成長し、豊かに生きるとともに、将来、積極的に社会と関わり、自らの役割と責任を果たせるよう、次に掲げる3つの理念を重視しながら、横浜の教育を進めていきます。

人を思いやる優しさと豊かな感性

人とのつながりを大切にするとともに、他人の考えや多様な価値観を尊重することができる心と、共に支え合う態度を育みます。

【将来の姿】

- いじめを許さず、相手の立場や気持ちを思いやって行動できる
- 文化・芸術などに親しむ機会を通して得た、豊かな感性を大切にする

グローバルな視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動する力

地域や社会をよりよくすることを考えながら、開港の地・横浜の進取の気風のもと、世界の人々と積極的にコミュニケーションを取り、多様性を認め、協働・共生する姿勢を養います。

【将来の姿】

- 国際社会の中で、バランス感覚を持ちつつ、自ら挑戦する気概を持つ
- 横浜の歴史や伝統文化に対する理解を深め、様々な国の人々と理解し合い協働できる

自立して生きていく力

複雑化・多様化する社会の中で、主体的に考え、意欲的に学び続けながら、社会の一員としての役割と責任を果たすために必要な力を育みます。

【将来の姿】

- 自らの健やかな体をつくとともに、夢や希望、目標を持ち、それに向けて努力し、学び続ける
- 自分自身が社会で何ができるかを考え、互いに助け合いながら、困難の解決に向けて行動できる

第2章：重点方針



～社会全体で進める横浜の教育～

全ての子ども達が、持続可能な社会について考えを深めながら、未来の創造に向けて、生き生きと活躍できるよう、社会全体で横浜の子どもを育みます。

重点方針1 まち全体で子どもを育む教育の推進

- 家庭・地域・学校が子どもの成長に向けた目標を共有し、連携・協働して子どもの成長を支えます。
- 幼児期から社会的自立までの子どもの成長過程におけるつながりを大切にしながら、未来を創る横浜の子どもを育みます。
- 学校と区役所、児童相談所、地域療育センター、医療、警察等の関係機関が協力・連携し、支援が必要な子ども・家庭に対し、切れ目なく対応していきます。

重点方針2 横浜ならではの資産を生かした多様な教育機会の創出

- 学校にアーティストを派遣する芸術文化教育プログラムのほか、特色ある芸術フェスティバル、「ラグビーワールドカップ2019™」、「東京2020オリンピック・パラリンピック」等を契機とした様々な取組を通して、身近な場所で子ども達が本物に触れ、豊かな感性や創造性を育む機会を創出します。
- 国内外から人々が集うグローバルMICE都市として、国際的に活躍する人材との交流から生まれる学びや、横浜を訪れる外国の方々とのコミュニケーションなどを通じて、世界に開かれた心を育む機会を創出します。
- 地域コミュニティの核となる商店街や、環境・健康など成長・発展分野に挑戦する企業の協力を得た体験型学習などを通じて、子ども達が職業観や自分の将来の姿を思い描く機会を創出します。

重点方針3 子どもの豊かな学びを支える教育環境づくり

- 老朽化した学校施設の建替えを進め、子ども達が安全で安心して快適に学ぶことができる教育環境を整えるとともに、グローバル化や技術革新が進んだ新時代の到来を見据えた教育を行うことができる環境づくりを進めます。
- 学校と家庭、地域、企業等が連携して、運動に親しむ機会の創出や食育の推進に取り組み、子ども達が運動と食事、休養のバランスのとれた生活を送ることができる環境づくりを進めます。
- 教職員が誇りや情熱、やりがいとともに、心身ともに健康で生き生きとした姿で働くことができるよう、教職員の働き方改革を進めるとともに、教員が自ら学び続けられる環境を整えます。

重点方針4 誰もが社会で活躍できるための学びの保障

- 家庭の経済状況等に左右されることなく、子ども達が将来の可能性を広げ、就学の機会や就労の選択肢が狭まることのないよう、学びや成長を支える支援を行います。
- いじめや不登校などの課題が複雑化・多様化するとともに、障害のある子どもへの特別な支援や日本語指導が必要な子どもが増加する中、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育を進めることが求められており、専門家をはじめ、様々な人材がチームとして子どもを支えます。



平成 30 年 9 月 横浜市教育委員会事務局 教育政策推進課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

電話 045-671-3243 FAX 045-663-3118

横浜市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基づき、市長が設置する横浜市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議の議長は、市長が担う。

2 議題に応じて、副市長及び関係区局長等は、会議に出席できるものとする。

(議題)

第3条 会議では、法第1条の4第1項に規定する協議及び調整に関する事項を議題とする。

(関係者等の出席)

第4条 会議は、法第1条の4第5項の規定により意見を聴くため必要があるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めることができる。

(会議の傍聴)

第5条 会議の傍聴に関する事項は、別に定める。

(議事録の作成及び公表)

第6条 市長は、会議の終了後、その議事録を作成する。

2 議事録に記載する事項の概目は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項及び年月日時
- (2) 出欠席者の氏名
- (3) 会議日程
- (4) 議題に関する出席者の発言要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 議事録は、会議を非公開で実施した事項その他公表に適さない事項を除き、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(幹事会)

第7条 会議の議題に関する事前調整等を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、市長部局及び教育委員会事務局のうち、会議の議題に関係する職員で構成する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、教育委員会事務局総務部教育政策推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会議での協議により決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から適用する。